

## 【資料3】

議会運営委員会資料  
令和4年2月15日提出

### 参考人招致について

#### ●参考人の出席要求について（案）

日時	参考人の役職及び氏名	意見を聴こうとする案件
2月24日（木） 13時～	法政大学 法学部教授 つちやま きみえ 土山 希美枝 氏	・議会のあり方について ・議員定数の考え方について
2月28日（月） 13時～	大正大学 社会共生学部教授 えとう としあき 江藤 俊昭 氏	・議会のあり方について ・議員定数の考え方について

#### ●参考人制度に関する留意点

##### （1）参考人に関すること

参考人の発言は全く自由ではなく、次のような制約があります。これに反するとき、委員長は注意し、なお続けるときは発言の禁止または退場を命令することができます。

- ・意見を求められた事項に限定して発言する。
- ・許可された時間内で発言する。
- ・委員会の品位を尊重し不穏当発言をしない。
- ・委員の質疑に対し答弁する義務がある反面、委員、他の参考人または執行機関に対し質疑をすることはできない。

##### （2）委員に関すること

委員会が参考人に出席を求めたのですから、参考人に対し礼節を尽くす必要があります。

- ・可能な限り委員全員が出席し意見に耳を傾ける。
- ・参考人に対する質疑は述べられた意見についての疑問点を解明することにありますので、委員は自己と意見が異なっても追及調の質疑をしない。
- ・聴く意見の範囲は案件の内容に限る。